

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所7号機の重大事故等対策等に係る訓練に関する面談

2. 日時：令和5年11月22日（水） 14時00分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者：

原子力規制庁原子力規制部検査グループ専門検査部門

関企画調査官、岡村主任原子力専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部原子力安全グループ グループマネージャー 他3名

柏崎刈羽原子力発電所原子力安全センター安全総括部防災安全グループ  
グループマネージャー他9名（TV会議システムで参加）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、柏崎刈羽原子力発電所7号機の重大事故等対策等に係る訓練の実施について資料に基づき説明があった。なお、当該訓練とは関係なく、規制措置が解除されるまで燃料の移動はしないとのことだった。

○原子力規制庁から、東京電力の資料「3. 完了後の扱い」について、「2. 訓練の位置づけ」を踏まえると、今回のシーケンス訓練及び大規模損壊訓練は、力量の付与の妥当性を確認する訓練の位置づけでは無いことから、力量認定にはつながらない認識である旨を伝え、改めて東京電力が考える本訓練の目的を確認した。東京電力からは、当該訓練は現地時点での力量を確認する位置づけで訓練を実施することとしたいとの回答があった。

○原子力規制庁は、東京電力からの回答を踏まえ、以下のとおり伝えた。

- ・東京電力が行う訓練の計画を踏まえ、現時点における訓練評価等の状況を確認するため、原子力規制検査（「重大事故等対応訓練のシナリオ評価」及び「重大事故等対応要員の訓練評価」のチーム検査）を実施する。
- ・今回の訓練とは関係なく、SA設備に係る運転上の制限が適用される時期に、SA要員等の力量の付与の妥当性について、事業者の活動を確認する。このため、当該時期まで当該検査を終了せず、継続して行うこととする。
- ・訓練の日程が確定次第連絡すること。

○東京電力から、了解した旨の回答があった。

## 6. その他

資料 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における  
2023 年度シーケンス訓練及び大規模損壊訓練の実施について（東京電  
力ホールディングス株式会社）